

平成 2 9 年度第 8 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成29年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成29年10月16日(月) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成29年10月16日(月) 午後2時35分

4. 出席農業委員(17名)

2番	小田正喜君	3番	外山康仁君
4番	小笠原和男君	5番	箕輪展忠君
6番	竹浦寿広君	7番	野崎さち子君
8番	中野渡稔君	9番	北上稔君
10番	國分弘志君	11番	甲田稔君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	16番	中野均君
17番	米田一典君	18番	山崎誠一君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(2名)

1番	野月弘行君	12番	豊川洋人君
----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(2名)

旧十和田湖町	白山雄治郎君	旧十和田湖町	中屋敷鉄男君
--------	--------	--------	--------

7. 欠席農地利用最適化推進委員(0名)

8. 会議に付した案件

報告第33号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第34号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第35号	農地の転用事実に関する照会について
報告第36号	農地等の現況について（十和田市）
報告第37号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
報告第38号	農用地利用配分計画の認可について
議案第54号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第55号	競売買受適格者の証明について
議案第56号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第57号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第58号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第59号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

9. 議事録署名委員

8番 中野渡 稔 君 9番 北上 稔 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	佐々木 勇 悦	事務局 次長	市 澤 新 吾
事務局農地係長	越 田 守	事務局振興係長	力 石 浩 暢
事務局主任主査	山 崎 和 也	事務局主任主査	野 月 明 久
事務局 主査	中 村 俊 文	事務局 主事	江 渡 俊 裕

11. 書 記

事務局 主査 中 村 俊 文

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、1番 野月 弘行 委員、12番 豊川 洋人 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成29年10月5日告示招集いたしました平成29年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。8番 中野渡 稔 委員、9番 北上 稔 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 中村 俊文 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）1ページをお願いいたします。報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページから3ページになります。今回は10件で、全て合意解約によるものです。19番は29ページ36番で貸借の申請があります。20番は貸借を予定しております。21番は売買を予定しております。22番は31ページ45番で貸借の申請があります。23番と3ページ24番の貸人は同一人で、31ページ44番で貸借の申請があります。25番は31ページ42番で貸借の申請があります。26番は32ページ47番で貸借の申請があります。27番は33ページ50番で貸借の申請があります。28番は32ページ46番で貸借の申請があります。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）4ページをお願いいたします。報告第34号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。5ページから6ページになります。今回は6件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。55番は一部が宅地となっておりますが、その他は自ら耕作するものです。56番は自ら耕作するものです。57番は17ページ86番で贈与の申請があります。58番は自ら耕作するものです。6ページをお願いいたします。59番は一部貸借中、また一部が宅地となっております。その他は農地として管理するものです。60番は一部貸借中、その他は農地として管理するものです。なお、相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思っております。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第35号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）7ページをお願いいたします。報告第35号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。8ページをお願いいたします。今回の照会件数は3件6筆で、現地調査は10月5日に実施し、法務局への回答は10月10日に行っております。18番は主要地方道三沢十和田線のタイヤガーデン土手山から東に約250メートル進んだ土手山集会所の南側です。申請地①から④は隣接地となっております。①は雑木及び竹林となっております。②は土手山集会所の南側で碎石が敷かれ、集会所利用者の駐車場となっております。③は傾斜地で雑木が繁茂しております。④は雑木林となっております。以上のことから①から④

までの4筆まとめて非農地と回答しました。19番は国道4号線沿いの一心亭十和田店から野崎方面に約400メートル進んだ地点から北に約700メートル進んだ道路の西側です。申請地は雑木が繁茂しており、非農地と回答しました。20番は杉ノ木集落から泥ノ木集落方面に約500メートル進んだ道路の東側です。申請地は樹高15メートル以上の杉林となっており、非農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第36号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）9ページをお願いいたします。報告第36号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。10ページお願いします。今回の照会件数は4件6筆で、現地調査は10月5日に実施し、十和田市への回答は10月11日に行っております。7番の①は芋久保集会所前の市道を牛鍵集落方面へ約1,800メートル進んだ道路の北側です。申請地にはゴボウが作付けされており、農地と回答しました。7番の②は芋久保集会所前の市道を牛鍵集落方面へ約1,400メートル進んだ地点から南に約130メートル進んだ道路の西側です。申請地にはゴボウが作付けされており、農地と回答しました。8番の①、②は隣接地で喜多美町集会所北側の道路を西に約150メートル進んだ道路の北側です。申請地には長芋が作付けされており、農地と回答しました。9番は小山集落から切田にぬける農道を道なりに400メートル進んだ地点から南に約200メートル進んだ道路の東側です。申請地にはネギが作付けされており、農地と回答しました。10番は主要地方道三沢十和田線のレストランペリカン前のY字路を三沢方面に約130メートル進み、さらに北に約380メートル進んだ道路の北側です。申請地は雑草が繁茂していましたが、草刈りを行えば農地性があると判断し、農地と回答しました。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第36号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第37号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）11ページお願いいたします。報告第37号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件でございます。12ページお願いいたします。この件につきましては、平成15年2月21日付で自己住宅建築及び進入路整備のための転用申請が許可されたものです。その後申請人から平成29年8月31日付で取消し願の提出がありました。取消し理由といたしまして、譲受人が別の場所に自己住宅を建築し、今後当地に建築する予定がないことから受理したものです。なお、_____－_____は転用申請以前から譲渡人の居宅の一部となっていることから、取消し後も現況宅地と判断されます。今後地目変更等の指導をしていきたいと思っております。また_____－_____及び_____－_____は現在野菜等を作付けしていることから現況畑となります。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第37号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第38号について事務局から報告をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）13ページをお願いいたします。報告第38号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。14ページお願いいたします。今回の報告案件は平成29年度第6回総会議案第45号で農用地利用集積計画の決定の承認をされたものについて、平成29年10月4日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定が合計2件7筆、19,533平方メートルです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第38号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は

第3班で、調査員は箕輪班長、野月委員、國分委員の3名です。10月5日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第54号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）15ページをお願いいたします。議案第54号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は17件で、うち所有権移転が15件、賃借権設定が2件です。まず所有権移転ですが、申請番号74番から83番までの10件は相手方要望による売買です。申請番号84番から88番は贈与で、84番は知人へ、85番は祖母から孫へ、86番は子から母へ、87番と88番は親から子へそれぞれ贈与します。19ページの賃借権の設定で、申請番号60番と61番ともに労力不足による賃貸借するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められますので、委員の皆様方の審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）所有権移転の74番から88番及び賃借権の60番61番は農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第54号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第55号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）20ページお願いいたします。議案第55号、競売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める件でございます。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする。21ページから22ページになります。今回証明願いのあった農地は青森地方裁判所八戸支部からの照会で平成28年9月7日に農地と回答しており、平成28年9月13日開催の平成28年度第6回総会報告第31号で報告したものです。競売の公告は平成29年9月14日、入札期間は平成29年11月1日から11月9日まで、開札期日は平成29年11月15日、売却決定期日は平成29年11月22日、特別売却実施期間は平成29年11月16日から17日まで。なお申請者は経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上であります。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第55号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

（ _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時20分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第56号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）23ページお願いします。議案第56号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。5番 箕輪展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。10月5日午後に、國分委員、野月委員、私の3名で会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の6件です。申請地はすべて農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者及びその世帯員です。あっせん対象の6件のうち申請番号11番と申請番号13番から16番までは労力不足により売買するもので、申請番号12番は相手方要望による売買です。申請地は所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を10月5日付で会長あてに農用地利用調整会議の調整結果として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君）補足説明いたします。17番ですけれども、これは公益社団法人あおもり農林業支援センターが事業継承して実施している農地保有合理化事業の一時貸付による買受期限到来によるものです。所有権の移転を受ける者が平成24年8月24日から5年間この農地を借り受けて、今まで支払った貸付料総額の80パーセントを割り引いて売却するものです。26ページお願いします。賃借権1件、4番は期間満了による再設定です。今回申請のあった所有権移転7件及び賃借権1件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上であ

ります。

議 長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第56号は要請することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時24分

（ _____ 委員 着席、 _____ 委員 退席 ）

再開 午後2時25分

議 長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君）次に議案第57号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）27ページお願いいたします。議案第57号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。28ページお願いいたします。賃借権の設定が28ページから33ページまで、20件63筆、面積の合計が140,781平方メートルです。29ページ34番は経営転換協力金の対象です。32番、33番、36番、40番、42番、44番から47番、50番は協力金対象外です。その他は耕作者集積協力金の対象です。次に使用貸借による権利ですが、34ページから53ページまで、70件372筆、面積の合計が814,305平方メートルです。34ページ23番は経営転換協力金の対象です。49ページ74番は協力金対象外です。その他は耕作者集積協力金の対象です。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権設定期間は使用貸借の

48番の貸借期間は5年間で、その他は10年間となっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第57号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

（ _____ 委員 着席 ）

再開 午後2時28分

議長（力石堅太郎君）休憩を解いて会議を再開します。

議長（力石堅太郎君）次に議案第58号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君）54ページお願いします。議案第58号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君）それでは第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は今月の申請番号5番の1件です。申請番号5番の転用事由は牛舎及び堆肥舎の建築で、それぞれ1棟ずつ建てる計画となっております。農地区分については、申請地は第1種農地に該当しますが、農業用施設の建設であることから不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の

要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦勞様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 5番の場所は国道102号沿いにある旧奥入瀬小学校から東に300メートル進んだ地点です。以上であります。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第58号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第59号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 56ページお願いします。議案第59号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 國分 弘志 委員、お願いします。

報告委員（國分弘志君） それでは第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は今月の申請番号43番から47番までの5件です。申請番号43番は自己住宅の建築で、44番は43番の隣接地で2区画の宅地分譲を行うものです。申請番号45番ですが、こちらも自己住宅の建築です。46番は1区画の宅地分譲を行うもので、47番は貸駐車場を整備するものです。次に農地区分についてですが、申請番号43番から46番までは都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号47番は申請地の沿道に水道管及び下水道管が埋設されており、申請地付近に教育、医療等の施設が2ヵ所以上あることから市街

地化の傾向が著しい区域にある農地として、こちらも第3種農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議 長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（佐々木勇悦君） 補足説明いたします。43番44番は隣接地で前谷地公園の東側隣接地です。45番の場所は杉の子保育園から南に50メートル進んだ地点です。46番の場所は若葉球技場から南西に約500メートル進んだ地点です。47番の場所はさくら保育園から南西に約120メートル進んだ地点です。以上であります。

議 長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第59号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠に苦労様でした。

————— 閉会 午後2時35分 —————